



監事監査報告書

令和2年6月3日

社会福祉法人 慈雲会
理事長 渡邊 雅弘 殿

監事 江崎五郎 

監事 植田哲 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人慈雲会定款第18条並びに監事監査規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人慈雲会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

1. 監査方法の概念

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し以下の施設の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿の調査を行い計算書類及び事業報告につき検討いたしました。

特別養護老人ホーム愛敬苑理事の、競業取り引き、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法の他、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し貸借対照表、事業活動収支計算書類及び資金収支計算書類に金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書類及び資金収支計算書類は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する事実は認められません。